

知的財産から見たワイン王国信州

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、県の産業振興施策と連動して支援を行っています。その中で、県内の地酒（日本酒、ワイン等）の項目があり、今回はワイン（ぶどう酒）に絞って現状把握と今後の支援を検討します。

長野県のワイン生産量は、山梨県に次いで全国第2位、ワイン用ぶどうの生産量は1位を誇ります。そして近年、ワイン生産が推進され、多くのワイナリーが誕生しています。

「信州ワインバレー」

「バレー」は、本来は谷を意味しますが、シリコンバレーのように地域一帯を表すこともあります。「ワインバレー」は良質なワイン用ぶどうが育つ場所を意味します。

「ワイン特区」

酒税法では、免許を受けた後、1年間に製造する量が決められています。果実酒は6キロリットルであり、製造量が3年間下回ると免許が取消しになります。ところが、国税局から特区に認定されると、該当地区では製造量が3分の1でも免許の維持ができるようになり、現在、以下11特区が認定されています。

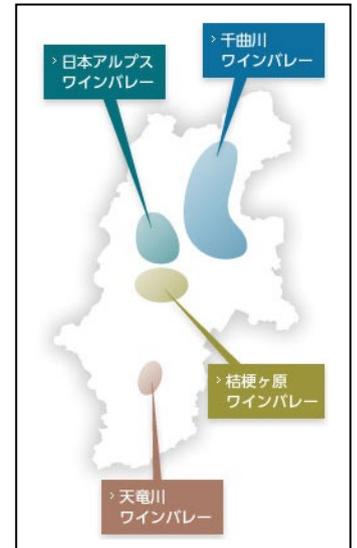
「信州・高山ワイン特区」（高山村）、「信州山形ワイン特区」（山形村）、「桔梗ヶ原ワイバレー特区」（塩尻市）、「千曲川ワインバレー（東地区）特区」（上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町、坂城町）、「南信州松川町りんごワイン・シードル特区」（松川町）、「下條村果実酒特区」（下條村）、「南信州飯田果実酒特区」（飯田市）、「北アルプス・安曇野ワインバレー特区」（大町市、安曇野市、池田町）、「信州伊那ワイン・シードル特区」（伊那市）、「飯綱ワイン・シードル特区」（飯綱町）、中川村ワイン特区

ちなみに、山梨県では、「北杜市地域活性化ワイン特区」（北杜市）、「武田の里にらさきワイン特区」（韮崎市）の2特区が認定されました。

2. ワイナリーの数

(1) ワインバレー・地域のワイナリーの数

現在、長野県では61場、山梨県では82場のワイナリーが確認されています。それぞれの場所とワイナリー数を以下に示します。



【図1】 ワインバレー、自治体ごとの場数

長野県	
ワインバレー名称	ワイナリー場数
桔梗ヶ原	17
日本アルプス	11
天竜川	4
千曲川（東地区）	18
千曲川（東地区以外）	11

山梨県	
自治体名称	ワイナリー場数
甲府市	4
韮崎市	4
甲斐市	3
北杜市	3
市川三郷町	1
南アルプス市	1
山梨市	11
甲州市	39
笛吹市	15
大月市	1

(2) 明治初期以降のワイナリー数の変遷（酒類製造免許取得数）（図2、図3）

国税庁が公開している酒類等製造免許の新規取得者名等一覧によってワイナリー数の変遷を算出した結果、長野県では緩やかに増えており、2010年代に急激に増加し、現在も急増しています。

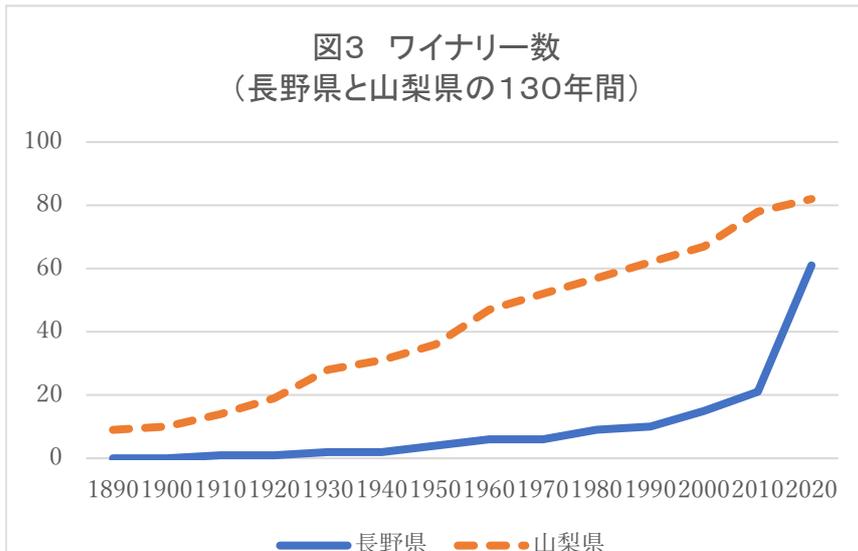
一方、山梨県では、150年も前に第1号が設立され、以後も毎年数場ずつ設立されて現在も微増しています。

(2) 最近の新規登録ワイナリー数（国税庁データより）（図4）

長野県で最近新規に登録されたワイナリーは、2013年：0場、2014年：2場、2015年：5場、2016年2場、2017年：2場、2018年：9場、2019年：11場、（2020年：5場）であり最近急激に増えていることが分かります。

【図2】 ワイナリー場数の変遷

年	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020	備考
長野県			1	1	2	2	4	6	6	9	10	15	21	61	
山梨県	9	10	14	19	28	31	36	47	52	57	62	67	78	82	不明 4



3. 知的財産（主に商標権）取得状況

(1) 特許について

住所が山梨県の出願人や発明者が関与する特許出願は複数件存在します。一方、長野県の出願は見つかっていません。ワイナリー製造への特許の寄与度は低いと推察されます。

(2) 商標について

ワインは液体ですので外観では判断しづらく、ワイナリー名称やワインそのものの名称（ブランド）による識別が重要になります。そこで、ワイナリーの商標登録状況を確認しました。

長野県では、全61場のうち24場（約40%）が商標権を取得し、老舗の山梨県では82場中35場（約43%）が取得していますが、両県ともに高いとは言えません。

次に、近年急増しておる長野県における設立年代による違いを確認します。2010年以前に創設されたワイナリーの商標取得率は約62%ですが、急激に増加している2011年以降については27.5%と大幅に低下しています。関係機関および当職等による周知活動により商標の重要性が高まっているとはいえ、まだ認識が不十分と考えられます。商標は、自社製品の販売力の向上やトラブル防止に有効であり、さらなる認識向上を期待し活動を続ける予定です。

図5 商標権の取得状況

	長野県			山梨県
	全体	2010年以前	2011年以降	全体
ワイナリー数（場）	61中24	21中11	40中11	82中35
比率（%）	39.3	61.9	27.5	42.7

4. まとめ

ワイン需要の増加に伴い、ワイン用ぶどう栽培及びワイン製造は長野県の機関産業の一つになりつつあります。長野県や関係自治体では専任者や専任部署を置いて推進対応しています。INPIT 長野県知財総合支援窓口では、知的財産面から支援を行い、更なる発展に寄与したく、周知活動を継続すると共に積極的な利用を推進する所存ですので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(原稿作成 2020年12月)